

令和8年2月文京区議会定例議会追加提案事項

- 1 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例
 - (1) 提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するほか、規定を整備するため、提案する。
 - (2) 改正内容
 - ア 補償基礎額の改定（第5条第2項）
最低額 9,700円 → 10,000円
最高額 14,500円 → 15,000円
 - イ 扶養親族がある従事者に係る補償基礎額に加算する額の改定等（第5条第3項）
 - (ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がある従事者に係る補償基礎額に加算の廃止
 - (イ) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る加算額
383円 → 433円
 - ウ その他規定の整備
 - (3) 施行期日 令和8年4月1日

- 2 文京区介護保険条例の一部を改正する条例
 - (1) 提案理由 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に係る特例を設けるため、提案する。
 - (2) 改正内容
 - ア 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（付則第10条）
令和8年度の保険料率の算定に当たっては、給与所得を得ている第一号被保険者（令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の者に限る。）の合計所得金額について、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定により計算した金額に、令和7年中の給与等の収入金額に応じて算定した額を加算した額を用いる。
 - イ 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例（付則第11条）
令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げに伴い、第1号被保険者本人又は世帯員の市町村民税の課税の有無が変わり得る場合において、令和8年度の保険料率の算定に係る市町村民税の課税・非課税の判定を行うに当たっては、給与所得控除の引上げ前の算定方法を用いた判定となるよう、次の措置を採る。
 - (ア) 世帯内に給与所得控除の引上げの影響により令和8年度に非課税となった者がいる場合には、当該者は市町村民税世帯非課税者に該当しないものとみなす。
 - (イ) 給与所得控除の引上げの影響により令和8年度に非課税となった第1号被保険者は、本人非課税者に該当しないものとみなす。
 - (3) 施行期日 令和8年4月1日

3 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 子ども・子育て支援納付金に係る規定の新設、保険料率の改定等を行うとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定等を行うほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 子ども・子育て支援納付金に係る規定の新設（第16条の6から第16条の8まで及び第19条の6）
子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、保険料に子ども・子育て支援金分を加算するため、子ども・子育て支援納付金賦課額等について定める。

イ 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせた賦課割合、保険料率等の改定等

(ア) 賦課割合の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）及び新設（第16条の9）

・基礎賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝61：39 → 所得割：均等割＝58：42

・後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝61：39 → 所得割：均等割＝58：42

・介護納付金賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝62：38 → 所得割：均等割＝58：42

・子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課割合（新設）

所得割：均等割＝57：43

(イ) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）及び新設（第16条の9）

・基礎賦課額

所得割 100分の7.71 → 100分の7.51

均等割 47,300円 → 47,600円

・後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の2.69 → 100分の2.80

均等割 16,800円 → 17,600円

・介護納付金賦課額

所得割 100分の2.23 → 100分の2.43

均等割 16,600円 → 17,800円

・子ども・子育て支援納付金賦課額（新設）

所得割 100分の0.27

均等割 1,800円

18歳以上被保険者均等割 73円

(ウ) 保険料から減額する額の改定及び新設（第19条の2）

所得が一定額以下の場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定及び新設に伴い、減じる額の改定及び新設を行う。

・7割減額

基礎賦課額 33,110円 → 33,320円

後期高齢者支援金等賦課額 11,760円 → 12,320円

介護納付金賦課額 11,620円 → 12,460円

子ども・子育て支援納付金賦課額 1,260円

子ども・子育て支援納付金賦課額（18歳以上被保険者均等割） 52円

・5割減額

基礎賦課額 23,650円 → 23,800円

後期高齢者支援金等賦課額 8,400円 → 8,800円

介護納付金賦課額 8,300円 → 8,900円

子ども・子育て支援納付金賦課額 900円

子ども・子育て支援納付金賦課額（18歳以上被保険者均等割） 37円

・ 2 割減額

基礎賦課額	9, 4 6 0 円	→	9, 5 2 0 円
後期高齢者支援金等賦課額	3, 3 6 0 円	→	3, 5 2 0 円
介護納付金賦課額	3, 3 2 0 円	→	3, 5 6 0 円
子ども・子育て支援納付金賦課額			3 6 0 円
子ども・子育て支援納付金賦課額（18歳以上被保険者均等割）			1 5 円

(エ) 18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額（新設）（第19条の6）

18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、全額軽減とする。

ウ 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料賦課限度額等の改定及び新設

(ア) 基礎賦課限度額の改定（第15条の8及び第19条の2）

6 6 0, 0 0 0 円 → 6 7 0, 0 0 0 円

※ 後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額については、改定なし

(イ) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額の新設（第16条の10及び第19条の2）

3 0, 0 0 0 円

(ウ) 保険料軽減対象の拡大（第19条の2）

・ 5 割減額

現行 基準額 = 基礎控除額 + (30万5千円×被保険者等の数)

改正後 基準額 = 基礎控除額 + (31万円×被保険者等の数)

・ 2 割減額

現行 基準額 = 基礎控除額 + (56万円×被保険者等の数)

改正後 基準額 = 基礎控除額 + (57万円×被保険者等の数)

エ 未就学児の被保険者均等割額から減じる額の改定及び新設（第19条の4）

未就学児がいる場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定及び新設に伴い、減じる額の改定及び新設を行う。

(ア) 7 割減額世帯

基礎賦課額 7, 0 9 5 円 → 7, 1 4 0 円

後期高齢者支援金等賦課額 2, 5 2 0 円 → 2, 6 4 0 円

子ども・子育て支援納付金賦課額（新設） 2 7 0 円

(イ) 5 割減額世帯

基礎賦課額 1 1, 8 2 5 円 → 1 1, 9 0 0 円

後期高齢者支援金等賦課額 4, 2 0 0 円 → 4, 4 0 0 円

子ども・子育て支援納付金賦課額（新設） 4 5 0 円

(ウ) 2 割減額世帯

基礎賦課額 1 8, 9 2 0 円 → 1 9, 0 4 0 円

後期高齢者支援金等賦課額 6, 7 2 0 円 → 7, 0 4 0 円

子ども・子育て支援納付金賦課額（新設） 7 2 0 円

(エ) 所得による減額がない世帯

基礎賦課額 2 3, 6 5 0 円 → 2 3, 8 0 0 円

後期高齢者支援金等賦課額 8, 4 0 0 円 → 8, 8 0 0 円

子ども・子育て支援納付金賦課額（新設） 9 0 0 円

オ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和8年4月1日

4 公園再整備工事（文京区立大塚仲町公園）請負契約

- (1) 契約の目的 公園再整備工事（文京区立大塚仲町公園）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金2億6,950万円
- (4) 契約の相手方 東京都港区元赤坂一丁目5番8号
株式会社かたばみ
代表取締役 高野博信

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- ② 支出科目等 令和7年度 一般会計 土木費 公園緑地費
令和8年度 債務負担行為

5 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について

- (1) 提案理由 工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。
- (2) 変更内容
 - ア 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事
 - イ 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
 - ウ 契約金額 金78億1,948万2,000円
(変更前の契約金額 金76億3,167万9,000円)
 - エ 契約の相手方 五洋・山口・トリヤマ建設共同企業体
 - 構成員（代表者） 東京都文京区後楽二丁目6番1号
五洋建設株式会社東京土木支店
常務執行役員支店長 近藤敬士
 - 構成員 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖
 - 構成員 東京都文京区本駒込二丁目19番3号
トリヤマ株式会社
代表取締役 鳥山幸得太

【参考】

- ① 工 期 令和2年3月23日から令和9年11月4日まで
- ② 支出科目等 令和元年度から令和7年度まで 一般会計 教育費 学校教育費
令和8年度及び令和9年度 債務負担行為